

平成20年4月10日

各位

上場会社名	ダイニック株式会社
コード番号	3551（東証一部）
代表者の役職氏名	代表取締役社長 細田 敏夫
本店所在地	京都市右京区西京極大門町26番地
東京本社	東京都港区芝大門1丁目3番4号 （ダイニックビル）
問い合わせ先	常務取締役企画部門長 氏名 湊 正晴 TEL 03-5402-3130

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成20年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議致しましたので、お知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきましては、変更はございません。）

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を強化・整備する。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業活動における企業倫理・法令・社内規程等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役はコンプライアンス推進部署からの補佐や、コンプライアンス委員会の諮問等をうけ、コンプライアンスを推進し統括管理する。

当社グループにおいて展開している、コンプライアンス行動指針に従い、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持たない。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は文書にて記録し、重要な書類は10年保存とする。文書の保存期間及び管理に関する体制は法令に従うとともに社内規程に定める。

「情報セキュリティ規程」を制定し、責任体制を明確化するとともに、情報漏洩・改ざんおよびコンピュータネットワークの破壊や不正使用などが発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設け、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。具体的な活動を補佐するため、取締役副社長を委員長とするリスク管理運営委員会を設け、教育、リスク対応に係る全社調整、リスク情報のグループ共有等を行う。併せて、四半期ごとに各部門からリスクの報告をうけ、定期的なリスク評価の見直しを行い、リスク管理委員会に報告する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し会社財産の保全および経営効率性の向上を図るため、内部監査を所管する「業務監査室」を置く。月1回の定例および必要な都度開催される取締役会の他、月2回代表取締役、担当役員及び各部門責任者で構成する「経営会議」を設けている。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営について、その自主運営を尊重しながら、国内は月1回、海外は年1回の定例および必要な都度開催される「グループ経営会議」を通じ、事業内容の定期的報告、重要案件の協議等を行い、各社の連携体制を強固なものとする。

当社グループとしてコンプライアンスの徹底を図りながら、それを補完するため公益通報者保護法に則った「ダイニク・ホットライン」(内部通報制度)を運用し、コンプライアンスに反する事項の把握、早期是正を図る体制をとる。コンプライアンス担当取締役又は使用人は、監査役会に定期的にその業務の状況を報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役(又は監査役会)には、つぎに掲げる事項を報告するものとする。

- ① 経営会議に附議、報告される案件の概要
- ② 内部統制に係る部門の活動概況
- ③ 重要な会計方針・会計基準およびその変更
- ④ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑥ 監査役会がその職務を遂行するために必要と判断し、取締役または使用人に求めた事項

監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもって行う。

また、監査役会は決議により、取締役および使用人から報告を受ける監査役を決定している。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人、代表取締役、本社管理部門とも定期的および必要に応じて会合を開催し、意見交換の機会を持つ。また、監査役は「経営会議」及び「グループ経営会議」他の重要な会議に出席する。

(8) 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき専従スタッフは未設置であるが、本社管理部門等の関係部署が対応する。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、取締役社長直轄の業務監査室が、内部統制活動の整備・運用状況を監査し、取締役社長に報告する。

以上